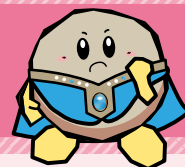


お役立ち情報



- 通信販売や店舗購入はクーリング・オフができません。返品の場合はよく確認をしましょう。
- クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。まずは相談してみましょう。
- 断っている人への再勧誘は禁止されています。しつこい勧誘は違法です。困ったときはそう告げてください。
- 「請求書」や「警告」といった言葉を悪用したハガキや手紙が届いても動じてはいけません。正式な請求書かどうかよく確認しましょう。

消費生活相談窓口は
あなたの強い味方です！



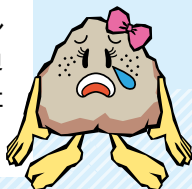
契約を解除したい!!と思ったら… 「クーリング・オフ」を利用しましょう!!

○クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

クーリング・オフのポイント

- ① 契約書を受け取った日から、その日を含めて8日以内（内職・モニター商法・マルチ商法は20日以内）に必ず書面で通知します。
- ② 書面（ハガキなど）はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- ③ 代金の支払いをクレジットとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売業社名を必ず記載します。



ハガキによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

事業者住所 事業者名 代表者名 様	表 契約解除通知書 契約年月日 ○○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売者 ○○○○株式会社 ○営業所 担当者○○ 裏 上記契約を解除します。 支払済みの○○○○円を返金し、商品はお引き取りください。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
-------------------------	---

クレジット会社への通知

クレジット会社住所 クレジット会社名 代表者名 様	表 契約解除通知書 契約年月日 ○○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売者 ○○○○株式会社 ○営業所 裏 上記契約を解除します。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
---------------------------------	---

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。